山鹿市サッカー協会規則

第１章　総則

第１条　本会は、山鹿市サッカー協会と称する。

第２条　本会は、サッカー競技の普及及び振興を図り、山鹿市民の豊かなスポーツの振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

第３条　本会は、本会の目的に賛同して入会した個人又は団体をもって組織する。

第４条　前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）試合・競技会等の主催、主管又は認可

（２）技術の研究並びに指導

（３）審判技術の研究と指導並びにその統制

（４）サッカーの普及及び宣伝

（５）日本サッカー協会・地域協会・各県協会・各郡市協会との連絡

（６）高体連・中体連・小体連・クラブユース連盟・キッズ協議会との連絡

（７）加盟団体の登録

（８）試合・競技会等の公式記録の作成及び保存

（９）その他本会の目的を達成するために必要な事項

第５条　本会は、事務所を山鹿市新町１２０２番地の２の西部電設内に置く。

第２章　役員

第６条　本会に次の役員を置く。

（１）理事は、１０名以上２０名以内とする。監事　２名。

（２）理事のうち、会長１名、副会長１名、理事長１名、副理事長２名、専門理事若干名、専門部会部長・副部長若干名、事務局長１名、会計及び事務局員２名とする。

２　その他必要がある場合には、理事会の議を経て、名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第７条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事は、互選により、会長、副会長、理事長、副理事長、専門理事、専門部会部長・副部長、事務局長、会計及び事務局員を選任する。

３　理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

第８条　会長は、本会を代表して会務を処理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

３　理事長は、理事会の決するところに従い会務を執行する。

４　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。

第９条　理事は理事会を構成して会務を処理する。

第１０条　監事は、会計及び会務を監査する。

第１１条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

第３章　会議

第１２条　総会は、役員及び各チームの代表者をもって構成する。

第１３条　総会は、次の事項を審議決定する。

（１）役員の推挙並びに選出

（２）事業計画及び報告

（３）賞罰の裁定手続に関する事項

（４）本会規則の改廃

（５）その他議決を要する事項

第１４条　総会は、会長または理事長が招集し、その議長となる。

２　会長または理事長は、理事の３分の２以上が会議開催の理由を示して請求したときには、遅滞なくこれを招集しなければならない。

第１５条　総会は、役員及び各チーム代表者の過半数の出席を要し、その決議は、出席者の過半数をもってこれを行い、可否同数のときは議長の決定による。

第１６条　理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局長及び会計をもって構成し、常時協議の上、次の事項を処理する。

（１）事業の計画案の作成並びに事業の実施

（２）郡市内のスポーツ団体との連絡並びに本会を代表してその役員となる者の選出

（３）予算案の作成、予算執行並びに決算に関する事務

（４）各種記録の作成及び保存

（５）賞罰の裁量並びにその処置

（６）その他会務執行に関して必要な事項

第１７条　理事会は、理事長が、随時これを招集する。

第１８条　理事会の議長には、理事長があたる。

第１９条　理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長がこれを決め

第４章　専門部会

第２０条　本会は、事業を執行するため専門部会を置く。

第５章　会計

第２１条　本会の会計は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第２２条　本会の経費は、次の収入により支弁する。

（１）会費

（２）寄附金

（３）事業収入

（４）その他の収入

(附則)

この会則は、平成２２年１０月３日より施行する。